

摂南大学情報処理室等の共同利用パソコン取扱ガイドライン

2011年12月20日作成

(2023年3月25日改訂)

1. 目的

摂南大学（以下「本学」という。）の情報処理(演習)室等に設置している共同利用パソコンは、本学の教育および研究活動を支援するための情報機器です。個人のパソコンとは違い、多くの人が利用することを前提としているため、利用における遵守事項を定めています。限られた情報環境を適正かつ公平に利用していただくためにも、このガイドラインを守って利用してください。また、本学の情報システムを利用するに当たっては、「摂南大学情報システム利用ガイドライン」を参照ください。

2. 対象範囲

このガイドラインは、以下に挙げる場所およびそこに設置している共同利用パソコン等が対象となります。

- (a) 第1～第7情報処理室、パソコン自習室1・2（寝屋川キャンパス10号館4階・5階）
- (b) CALL教室1～CALL教室4（寝屋川キャンパス10号館6階・7階）
- (c) 第1～3情報処理演習室、情報処理自習室（枚方キャンパス5号館3階、8号館2階）
- (d) プリントステーション（寝屋川キャンパス10号館1階、枚方キャンパス7号館1階）
- (e) 貸出し用ノートパソコン

上記以外での利用については、各管理者が定めるルールに従ってください。

3. 物理的な損傷行為

利用者は、以下に挙げる行為をはじめとする、共同利用パソコン等の設備を物理的に損傷する可能性のある行為をしてはいけません。

- (a) 共同利用パソコンを設置している場所における飲食（ペットボトル等密閉できる飲み物を除く）。
- (b) 情報機器のコネクター等を引き抜いたり、キーボードやマウス等の周辺機器を取り外す行為。
- (c) 光学ドライブ等の開口部に異物を詰める行為。
- (d) キーボードの乱打やUSBメモリ等を乱暴に抜き差しする行為。

4. 他の利用を妨げる行為

利用者は、以下に挙げる行為をはじめとする、他の共同利用パソコン利用者の利用を妨げるような行為をしてはいけません。

- (a) 共同利用パソコンの専有行為。パソコンを利用せずに席に座ったり、鞆などを置いたまま長時間席を離れる行為も含む。ただし、授業等で特に許可された場合はこの限りでない。
- (b) 大声で騒ぐ行為やゴミを放置する行為。
- (c) プリンタから印刷した紙を放置したり、プリンタの紙詰まりや紙切れ、トナー切れを放置する行為。

5. ネットワーク帯域を専有する行為

利用者は、以下に挙げる行為をはじめとする、共同利用パソコンの利用におけるネットワーク帯域を専有する行為をしてはいけません。また、無線LANエリアでの利用においても以下に挙げる行為をはじめとする、ネットワーク帯域を専有する行為をしてはいけません。

- (a) 教育研究目的でないWeb サイトや動画の閲覧やゲーム。
- (b) 大きなサイズのファイル転送。
- (c) 大きなサイズのメール送信や転送
- (d) 高い頻度でパケットを送受信するアプリケーションの使用。

6. 外部記憶メディアの利用

利用者は、共同利用パソコンでの光学メディアやUSBメモリ等の外部記憶メディアを利用する場合には、以下の各号を遵守しなければいけません。

- (a) 外部記憶メディアを放置しないこと。
- (b) 放置してある、または出所が定かでない外部記憶メディアをパソコンに挿入しないこと。そのような媒体を発見した場合は、速やかに情報メディアセンターに届け出ること。

なお、使用済みの外部記憶メディアを譲渡または廃棄する場合は、記憶されていたデータが復元されないように、物理破壊してください。

7. その他の遵守事項

利用者が共同利用パソコンを利用する場合は、以下の各号を遵守しなければいけません。ただし、情報メディアセンターが別途指示する場合はこの限りではありません。

- (a) 混雑している場合は、必要最小限の利用に留める。
- (b) パソコンを使用中に一時的に席を離れる場合は、他の者に使用されないよう端末をロックする。
- (c) 利用場所の扉や窓を開放しない。また、空調機の設定温度を変更しない。
- (d) 使用後のパソコンは正常な終了手順に従って電源を切る。
- (e) プリンタで無駄な印刷をしない。また、教育研究目的以外の印刷をしない。
- (f) 貸出し用ノートパソコンにおいては、定められた期間までに返却すること。

以上

摂南大学 情報メディアセンター